

答申第1号

答申

1 審査会の結論

島ヶ原小中学校改築工事に関する「部分下請け通知書」における下請け業者に関する請負金額の開示請求に対し、伊賀市長が平成17年3月22日付け16伊教島第78号で行なった下請け工事にかかる請求金額を不開示とし、公文書を部分公開とした決定は妥当である。

2 異議申立の趣旨

異議申立人が平成17年3月8日付けで、伊賀市情報公開条例（平成16年条例第15号。以下「条例」という。）の規定に基づき行なった前記請求の、部分開示とする旨の決定の取消しを求めるというものである。

3 異議申立の理由

条例第7条第3号（イ）「違法又は不当な事業活動によって生じ又は生じるおそれのある影響から市民などの生活又は環境を保護するため公にすることが必要であると認められる情報」に該当する。

4 実施機関の部分開示理由説明要旨

下請け工事にかかる請負金額を開示すれば、元請業者と下請け業者間における具体的な取引、提携及び契約内容の一部を公にすることとなり、当該法人の権利、競争上の地位を害するおそれがあることから、条例第7条第3号「公にすることにより、当該法人

等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利害を害すると認められるもの。」に該当し、不開示が妥当である。

5 審査会の判断

条例第7条第3号該当性については、以下のように判断する。

本件対象公文書のうち、実施機関が非公開とし、今回異議申立て人が開示を求めた公共事業における元請企業と下請け企業との間における下請け契約の請負金額についての情報は、これを公開すると、競合する他業者への影響のみならず、将来の取引に何らかの影響を及ぼすことがあることは容易に想像されるところであるから、条例第7条第3号に規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」のある情報であると考えられる。したがって、申立人が開示を求めている情報は、元請業者及び下請業者の正当な利益を害するおそれのある情報であり、条例第7条第3号で規定する不開示情報に該当すると、一応、判断することができる。

しかし、他方で、条例第7条第3号（イ）は、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」のある情報であったとしても、それが「違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある影響から市民等の生活又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」であるときには、これを公開しなければならない旨を併せて規定している。そして、これに基づいて申立人は、「税の無駄使いを防止する」ことによって「市民等の生活を保護するため」に、実施機関が非公開とした部分も公開すべきであると主張している。

そこで、条例第7条第3号（イ）該当性について判断すると、今回申立て人が開示を求めているのは民間企業同士が行った下請契約の金額についての情報であるから、「税の無駄遣いを防止する」ことないし「市民等の生活を保護する」こととは極めて関連性が少ないものと言わざるを得ない。したがって、同号（イ）に規定される開示情報にも該当しないものと判断すべきである。

以上により、当審査会は、実施機関が行った部分公開決定を条例第7条第3号に基づく妥当なものであると判断する。

6 審査会の処理経過

当該審査会の処理経過は、下記のとおりである。

記

審査会の処理経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|------------|--|
| 平成17年5月18日 | 諮詢書受理 島ヶ原支所に経過説明、理由説明を求む 審議 (第1回審査会) |
| 平成17年6月1日 | 申立て人意見陳述 島ヶ原支所再度陳述 審議 (第2回審査会) |
| 平成17年6月24日 | 審議 答申 (第3回審査会) |